

品川区里帰り等妊婦健康診査健診費・新生児聴覚検査費助成事業実施要綱

制定	平成19年	3月30日	区長決定	
				要綱第45号
改正	平成20年	4月		要綱第65号
改正	平成21年	3月		要綱第103号
改正	平成22年	4月		要綱第56号
改正	平成23年	3月		要綱第35号
改正	平成27年	4月		要綱第99号
改正	平成28年	4月		要綱第203号
改正	平成30年	4月		要綱第73号
改正	平成31年	3月		要綱第130号
改正	令和2年	3月		要綱第36号
改正	令和3年	3月		要綱第146号
改正	令和5年	3月		要綱第82号

(目的)

第1条 この要綱は、里帰りなどで品川区妊婦健康診査実施要綱（昭和50年品川区要綱）および品川区新生児聴覚検査実施要綱（平成31年品川区要綱第131号）（以下「品川区妊婦健康診査実施要綱等」という。）に定めた都内契約医療機関以外で妊婦健康診査・新生児聴覚検査を受診した妊婦または新生児の産婦に対し、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく妊婦健康診査、新生児聴覚検査の健診等費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子を生み育てることができる環境の整備に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 里帰り等妊婦健康診査健診費・新生児聴覚検査費助成（以下「健診費等の助成」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 受診日現在、妊婦または新生児の産婦であって、区内に住所を有する者であること。
- (2) 品川区妊婦健康診査実施要綱等に定めた都内契約医療機関以外の医療機関において、妊婦健康診査、妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診または新生児聴覚検査を自己負担で受診した者であること。ただし、新生児聴覚検査を品川区妊婦健康診査実施要綱等に定めた都内契約医療機関において自己負担で受診した者であっても、平成31年3月31日までに母子健康手帳の交付を受けたものは助成の対象とする。
- (3) 前2号に掲げるものであっても、品川区妊婦健康診査実施要綱等に定めた妊婦健康診査受診票（1回目から14回目まで）、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票または新生児聴覚検査受診票を使用していないものである

こと。

(助成の内容)

第3条 品川区妊婦健康診査実施要綱等に定めた、1妊娠期間中に受診する妊婦健康診査14回まで、妊婦超音波検査4回まで、妊婦子宮頸がん検診1回まで、産後に受診する新生児聴覚検査1回までについて、要する費用の一部を助成するものとする。

また、助産所における妊婦健康診査費用の助成については、妊婦健康診査受診票(1回目)および妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票は、医師の診断を求める検査内容となっているため、申請はできないものとする。

(助成する額)

第4条 区長は、対象者に対し、健診または検査を受けた場合、別表に定める額を上限とした自己負担額を助成するものとする。

(申請)

第5条 健診費助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、妊婦健診費・新生児聴覚検査(里帰り等)助成申請書(第1号様式)に、申請に係る受診日または医療機関の適否等の確認に要する次に掲げる書類を提示し、または添付して、区長に申請しなければならない。

- (1) 母子健康手帳
- (2) 申請に係る受診日の医療機関発行領収書
- (3) 未使用「妊婦健康診査受診票」「妊婦超音波検査受診票」「妊婦子宮頸がん検診受診票」「新生児聴覚検査受診票」
- (4) 前3号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(申請の期間)

第6条 前条の規定による申請は、健診等実施日または出産した日から1年間とする。

(助成の決定)

第7条 区長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成を決定したときは里帰り等妊婦健康診査健診費・新生児聴覚検査費助成金交付決定通知書(第2号様式)により、審査の結果、助成することが不相当と認めるときは、「里帰り等妊婦健康診査健診費・新生児聴覚検査費助成金不交付決定通知書」(第3号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、「里帰り等妊婦健康診査健診費・新生児聴覚検査費助成金交付決定通知書」については、申請者の指定金融機関口座への振込みをもって代えることができる。

(支払)

第8条 区長は、前条の規定による審査の結果、助成することを決定した場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(返還)

第9条 区長は、助成を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付した助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、施行日以後に受診した妊婦健康診査について適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

妊婦健診費・新生児聴覚検査費(里帰り等)助成申請書

(フリガナ) 妊産婦氏名	
生年月日	年 月 日 (歳)
出産年月日 (出産前の方は予定)	年 月 日

振込先金融機関名		銀 行 信用金庫 信用組合	(支店番号:)	本 店 支 店 出張所
口座の種類	普通 当座 口座番号			
フリガナ				
口座名義人				

※ 振込先の記載に誤りがあると、助成金を振り込むことができません。正確に記載してください。

助 成 申 請 額

金 _____ 円

妊婦健康診査・新生児聴覚検査費(里帰り等)の助成を申請します。

この申請に必要な住民基本台帳に関する情報について、品川区が調査することに同意します。

なお助成金は、上記の口座にお振り込みください。

年 月 日

品 川 区 長 あて

住 所 _____

妊産婦氏名 _____

電 話 ()

口座名義人欄に、妊産婦氏名以外または旧姓を記入する場合は、下欄の委任状に妊産婦氏名の記入が必要となります。

私は、上記口座名義人に妊婦健康診査・新生児聴覚検査費(里帰り等)助成費の受取を委任いたします。

年 月 日

妊産婦氏名

第2号様式

第 号
年 月 日

様

品川区長

里帰り等妊婦健康診査健診費および新生児聴覚検査費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった里帰り等妊婦健康診査健診費および新生児聴覚検査費助成金については、下記のとおり交付することと決定したので、品川区里帰り等妊婦健康診査健診費および新生児聴覚検査費助成事業実施要綱要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

1. 氏 名

2. 住 所

3. 助 成 金 額 円

4. そ の 他 助成金は、お届けいただいた金融機関の口座に振り込みます。

第3号様式

第 号
年 月 日

様

品川区長

里帰り等妊婦健康診査健診費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった里帰り等妊婦健康診査健診費助成金については、下記のとおり交付しないことと決定したので、品川区里帰り等妊婦健康診査健診費助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

1. 氏 名
2. 住 所
3. 不交付の理由

別 表 (新)

費 目	助成する額
里帰り等妊婦健康診査健診費（1回目）	品川区妊婦健康診査実施要綱による 委託契約単価相当額
里帰り等妊婦健康診査健診費（2回目以降）	品川区妊婦健康診査実施要綱による 委託契約単価相当額
里帰り等妊婦超音波検査費	品川区妊婦健康診査実施要綱による 委託契約単価相当額
里帰り等妊婦子宮頸がん検診費	品川区妊婦健康診査実施要綱による 委託契約単価相当額
里帰り等新生児聴覚検査費	品川区新生児聴覚検査実施要綱によ る委託契約単価相当額